

# 確認・計画通知等申請手数料算定表

下記手数料については、柏市手数料条例第2条第1項 別表2による

(令和7年4月1日現在)

**表1 【建築物の確認申請・計画通知等 審査手数料】**

(単位：円)

床面積合計		確認審査		
		A欄：省エネ計算なし または、性能評価・長期 認定・確認書による場合	一戸建て住宅において 省エネ計算を仕様基準 による場合	共同住宅において 省エネ計算を仕様基準 による場合
30㎡以下		9,000	表1のA欄 +表2のB欄	表1のA欄 +表2のC欄
30㎡超え	100㎡以下	19,000		
100㎡超え	200㎡以下	32,000		
200㎡超え	300㎡以下	42,000		
300㎡超え	1,000㎡以下	69,000		
1,000㎡超え	2,000㎡以下	98,000		
2,000㎡超え	10,000㎡以下	277,000		
10,000㎡超え	50,000㎡以下	406,000		
50,000㎡を超え		791,000		

**表2 【建築物省エネ法関係手数料】**

(単位：円)

申請の区分			申請手数料					
種別	建物用途		床面積の合計	技術的審査を 受けたもの	技術的審査を受けていないもの			
					モデル建物法 仕様基準	仕様・計算併用法	標準入力法 性能基準	
建築物エネルギー消費性能 法第11条第1項(法第12条第2項)	住宅部分	一戸建て の住宅	200㎡未満	/	B欄 {	16,000	24,000	34,000
			200㎡以上			17,000	26,000	38,000
		共同住宅 等	300㎡未満			31,000	48,000	68,000
			300㎡以上 2,000㎡未満			53,000	81,000	115,000
			2,000㎡以上 5,000㎡未満			98,000	143,000	196,000
			5,000㎡以上			149,000	210,000	282,000
	非住宅部分	300㎡未満	82,000		/	215,000		
		300㎡以上 1,000㎡未満	108,000			277,000		
		1,000㎡以上 2,000㎡未満	142,000			357,000		
		2,000㎡以上 5,000㎡未満	238,000			525,000		
		5,000㎡以上 10,000㎡未満	311,000			648,000		
		10,000㎡以上 25,000㎡未満	375,000			767,000		
	工場等	300㎡未満	18,000		/	21,000		
		300㎡以上 1,000㎡未満	26,000			30,000		
		1,000㎡以上 2,000㎡未満	37,000			42,000		
		2,000㎡以上 5,000㎡未満	95,000			101,000		
		5,000㎡以上 10,000㎡未満	143,000			150,000		
		10,000㎡以上 25,000㎡未満	178,000			186,000		
25,000㎡以上		222,000	231,000					
建築物エネルギー消費性能 法第29条第1項		住宅部分	一戸建て の住宅	200㎡未満		4,800	16,000	24,000
	200㎡以上			4,800	17,000	26,000	38,000	
	共同住宅 等		300㎡未満	9,000	31,000	48,000	68,000	
			300㎡以上 2,000㎡未満	20,000	53,000	81,000	115,000	
			2,000㎡以上 5,000㎡未満	46,000	98,000	143,000	196,000	
			5,000㎡以上	83,000	149,000	210,000	282,000	
	非住宅部分	300㎡未満	9,000	86,000	/	226,000		
		300㎡以上 1,000㎡未満	16,000	108,000		277,000		
		1,000㎡以上 2,000㎡未満	27,000	146,000		367,000		
		2,000㎡以上 5,000㎡未満	83,000	238,000		525,000		
		5,000㎡以上 10,000㎡未満	131,000	311,000		648,000		
		10,000㎡以上 25,000㎡未満	166,000	375,000		767,000		
		25,000㎡以上	207,000	440,000		876,000		

※建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請に併せて建築関係規定適合申出を含む場合は、  
建築基準法確認申請手数料又は計画通知手数料の額を加えた額とする。

表3 【建築物の確認申請・計画通知等 検査手数料】 (単位：円)

床面積合計	中間検査	完了検査	
		中間検査（有）	中間検査（無）
30㎡以下	17,000	18,000	20,000
30㎡超え 100㎡以下	23,000	23,000	26,000
100㎡超え 200㎡以下	29,000	33,000	35,000
200㎡超え 300㎡以下	38,000	48,000	50,000
300㎡超え 1,000㎡以下	55,000	80,000	83,000
1,000㎡超え 2,000㎡以下	75,000	100,000	107,000
2,000㎡超え 10,000㎡以下	154,000	156,000	171,000
10,000㎡超え 50,000㎡以下	254,000	255,000	269,000
50,000㎡を超え	533,000	532,000	547,000

【工作物・建築設備の確認申請・計画通知等 手数料】 (単位：円)

	確認審査	計画変更	完了検査	指定確認検査機関の確認を受けた工作物・建築設備	
				計画変更	完了検査
準用工作物	19,000	8,000	21,000	19,000	21,000
小荷物用専用昇降機以外の建築設備（エレベーター、エスカレーター、その他の建築設備）	22,000	10,000	33,000	22,000	33,000
小荷物専用昇降機	8,000	6,000	18,000	8,000	18,000

【写し・証明書交付 手数料】 (単位：円)

73の2	道路位置指定図面の写し	400	法第42条第1項第5号
73の3	建築計画概要書等の写し	400	法第93条の2
77	建築物等に関する証明	400	建築確認証明，道路位置指定証明

(注) 下記項目については、柏市手数料条例第2条第1項 別表2を確認すること

#### 1. 移転，大規模の修繕，大規模の模様替，用途変更

①前願の検査済証有：床面積合計 =  $\Sigma$ （該当部分の床面積の合計）  $\times 1/2$

②前願の検査済証無：床面積合計 =  $\Sigma$ （該当部分の床面積の合計）

#### 2. 計画変更

床面積合計 =  $\Sigma$ （該当部分の床面積の合計）  $\times 1/2$

※床面積が増加する部分：床面積合計 =  $\Sigma$ （該当部分の床面積の合計）

#### 3. 民間確認検査機関による建築確認を受けた物件の，計画変更・中間検査・完了検査の手数料

計画変更 = 計画変更手数料 + 表1の審査手数料  $\times 1/2$

中間検査・完了検査 = 表3の検査手数料 + 表1の審査手数料  $\times 1/2$

#### 4. 構造計算を必要とする既存不適格建築物の増築等の確認申請手数料

（増築等の床面積合計） + （既存建築物の床面積合計  $\times 1/2$ ）で算出した床面積合計の手数料

#### 5. 確認審査手数料について

建築物省エネ法の適合性判定と建築確認の両方を柏市に求める場合は、両方の手数料が必要となる。

#### 6. 建築物省エネ法関係手数料について

計画変更の場合は、表2の手数料の  $1/2$  とする。

#### 7. 令和7年3月31日以前に工事着手した建築物・工作物・建築設備の各手数料について

従前（令和7年3月31日以前）の手数料による。

## 計画変更床面積算定基準

(1) 計画の変更に係る床面積の増加する部分については当該床面積を算定

(2) 計画の変更に係る床面積の増加する部分以外の部分については、次表の通り算定

号	変更内容	算定面積
1	敷地に接する道路の幅員、敷地が道路に接する部分の長さ、敷地面積、敷地境界線又は敷地内における建築物の位置の変更	申請に係る建築物の建築面積
2	建築面積の変更	変更される建築面積
3	高さ又は階数の変更	高さの変更される部分の床面積又は変更される階の床面積
4	床の変更	変更される部分の床面積
5	階段の変更	変更される部分の水平投影面積
6	柱、はり又はけたの変更	当該変更に係る柱、はり又はけたが荷重を負担する部分の床面積（変更前と変更後で荷重を負担する部分の床面積が異なる場合にあっては、その大きい方の面積を変更する部分の床面積）
7	壁の変更	当該壁のある室の床面積に当該室の壁全体の長さに占める変更される壁の長さの割合を乗じた面積
8	屋根、軒、軒裏、ひさし又は天井の変更	変更される部分の水平投影面積
9	開口部の変更	変更される開口部の面積
10	土台、基礎又は基礎杭の変更	土台、布基礎又はこれに類する基礎にあっては壁に、その他の基礎又は基礎杭にあっては柱に準じて算出された面積
11	小屋組の変更	変更される小屋組に囲まれる部分の水平投影面積
12	斜材の変更	変更される部分の水平投影面積（当該斜材が壁に含まれる場合にあっては壁の変更として算出した面積）
13	建築設備の変更（建築基準法第87条の4第1項に該当するものを除く）	変更される建築設備の水平投影面積（防煙壁の変更にあつては、当該防煙壁のある防煙区画部分の床面積に当該防煙区画部分の壁全体の長さに占める変更される防煙壁の長さの割合を乗じた面積）
	各号に掲げる変更以外（当該建築物の計画に各号に掲げる変更が含まれる場合を除く）	30㎡以下であるものとして取り扱う

(3) 本市で建築物等の確認を受けていない物件で、計画変更を申請する場合、確認手数料に建築物の申請延べ床面積の合計から算定した確認申請手数料の金額の2分の1を合計した金額とする。その後の申請手数料は本市で確認を受けた物件と同額とする。

表 1 および表 2 の確認審査および省エネ法関係手数料について

